

ACSV MONTHLY LETTER

● 源泉徴収税額表について

役員（社長を含む）や従業員に給与や賞与などを支払う場合は、税金を差し引かなければなりません。これを「源泉徴収」といい、差し引いた税金は、給与支払者が国へ納めることとなります。

源泉徴収する税額は、源泉徴収税額表に記載されています。税額の算定方法は以下の通りです。なお、扶養控除等申告書は従業員が給与支払者に提出し、会社で保管します（提出することにより、税額の低い「甲欄」で算定することができます）。

区分	扶養控除等申告書	税額の算定方法	
給与	提出あり	(給与 - 社会保険等)の金額・扶養親族の数	甲欄の金額
	提出なし	(給与 - 社会保険等)の金額	乙欄の金額
賞与	提出あり	前月の(給与 - 社会保険等)の金額・扶養親族の数	甲欄の%
	提出なし	前月の(給与 - 社会保険等)の金額	乙欄の%

先日、「平成23年1月以降分」が公表されましたが、税額表については平成19年1月以降分から改正されていません。ただし、源泉徴収税額を算定する時の「扶養親族の数」が以下の通り変わります。

区分	平成22年度以前	平成23年度以後
16歳未満の扶養親族	1人	0人
16歳未満の扶養親族（障害者の場合）	2人	1人
16歳未満の扶養親族（同居特別障害者）	3人	2人

これは、子ども手当の創設に伴って、所得税の16歳未満の扶養控除が廃止されたことによるものです。平成23年1月以降に給与を支払う場合は注意が必要です。

税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	1月以降でも可
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）